

食安発第0412003号
18消安第15039号
18水漁第3076号
平成19年4月12日

各〔都道府県知事〕殿
〔保健所設置市長〕
〔特別区長〕

厚生労働省医薬食品局食品安全部長



農林水産省消費・安全局長



水産庁長



スイス及びノルウェー向け輸出水産食品の取扱いについて

今般、輸出水産食品の衛生条件に関し、スイス及びノルウェーと二国間協議を行った結果、EU加盟国と同等の衛生条件の適用及び衛生証明書の添付が必要なことを確認した。このため、「対EU輸出水産食品の取扱いについて」（平成19年4月12日付け食安発第0412001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、18消安第15038号農林水産省消費・安全局長通知、18水漁第3077号水産庁長官通知。以下「EU通知」という。）に基づき登録・認定された施設に由来する水産食品であって、スイス又はノルウェーへ輸出されるものについては、EU通知に従い衛生証明書の発給を行うこととされたい。